

栃木県第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

1 計画の役割等

計画の根拠	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき知事が策定する計画
計画の性格と役割	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣が定める基本指針に即して作成 ・鳥獣保護管理行政の基本目標とその実現に向けての具体的取組の計画 ・県民や事業者、団体などの協働による鳥獣の保護及び管理を進めるための共通の指針
計画の期間	令和4(2022)年4月1日～令和9(2027)年3月31日(5年間)

2 現状と課題、対応方針

目指す方向	生物多様性の確保 (鳥獣の保護)	野生鳥獣による農林 水産業等の被害軽減 (鳥獣の管理)	狩猟者の確保育成 地域の指導者の育成	関係主体の 連携体制の構築	鳥獣との適切な 関わり方 についての普及啓発
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域的に絶滅のおそれのある種が存在 ・鳥獣被害が深刻化している地域では、鳥獣の保護に対する県民の理解が得られにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・シカやイノシシ等の生息数増加や生息域の拡大により農林水産業や生態系の被害が高い水準で推移 ・捕獲の推進による生息数や生息域の管理が必要 ・捕獲推進による事故や錯誤捕獲の増加が懸念される ・捕獲のみの対策では被害が減少しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の減少と高齢化が進行 ・地域ぐるみの総合的な被害対策を推進するためには、地域の指導者となる人材が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護及び管理を推進するためには、多様な関係主体の連携が必要 ・分布域が市町や県をまたぐ鳥獣の保護及び管理には、広域的な対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣への安易な餌付け、救護対象ではない傷病鳥獣の収容、違法飼養、野生鳥獣由来の感染症等が発生 ・鳥獣の保護及び管理を適切に実施するためには、県民等の正しい理解と協力が不可欠
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・シカやイノシシの捕獲強化に伴う希少鳥獣への配慮 ・県民や関係者の理解を得た上で、鳥獣保護区等を指定 ・被害が深刻な鳥獣保護区をシカ・イノシシのみ捕獲できる狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行し、被害軽減と鳥獣の保護を両立 ・一部の狩猟鳥獣の捕獲規制を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣管理計画等による科学的・計画的な管理を推進 ・狩猟者に対し、法令遵守及び一般者への注意喚起を含めた安全確保の指導を徹底 ・環境整備、防護、捕獲を組み合わせた地域ぐるみの総合的な対策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟の社会的意義について県民の理解を促進し、狩猟者を確保 ・狩猟免許がなくてもわなを用いた有害捕獲に補助的に従事できる制度の活用 ・技術講習会の充実等により、狩猟者の技術を向上 ・研修事業を通じた地域の被害対策の指導者となる人材を育成と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係主体の役割の明確化と連携体制の強化 ・市町や県の境を越えた行政機関、地域住民、関係団体による広域的な連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣との適切な関わり方や関係法令について、県民、狩猟者等へ普及啓発 ・鳥獣の保護及び管理の必要性について、県民等の正しい理解を促進



人と野生鳥獣が共生する地域社会の実現

3 重点取組事項

鳥獣の適正な管理の推進

シカ、イノシシなど、農林水産業や生態系等に被害を引き起こしている鳥獣の捕獲を推進し、生息数や生息域を適正に管理することで、被害の軽減を図る。

現状と課題

- ◆ 指定管理鳥獣の捕獲が不足している地域の存在
- ◆ 県域を跨ぐ広域捕獲体制の構築
- ◆ 捕獲の担い手の確保



主な取組

- ◆ 広域連携捕獲協議会による渡良瀬遊水地での捕獲
- ◆ 市町の有害鳥獣捕獲従事者の要件を緩和
- ◆ ICTを活用した狩猟者の負担軽減

捕獲の推進に伴う事故等の防止

鳥獣の適正管理のため、捕獲が推進される中で、錯誤捕獲や人身事故等の発生が懸念されることから、事故防止等の徹底を図る。

現状と課題

- ◆ 野生鳥獣由来の感染症の発生
- ◆ 狩猟事故の発生
- ◆ 捕獲強化に伴う錯誤捕獲の増加



主な取組

- ◆ 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）の防疫措置の徹底
- ◆ 狩猟者に対する安全確保の徹底を周知
- ◆ 錯誤捕獲のおそれがある場合におけるわなの設置場所の変更指導

地域ぐるみの総合的な被害対策の推進

捕獲のみでは必ずしも被害の軽減につながらないことから、捕獲と防護、環境整備を組み合わせた地域ぐるみの総合的な被害対策を推進する。

現状と課題

- ◆ 地域ぐるみの対策の推進
- ◆ 地域のリーダーとなる人材の不足
- ◆ 関係機関の連携強化



主な取組

- ◆ 被害集落への専門家の派遣
- ◆ 宇都宮大学と連携した人材育成
- ◆ 栃木県鳥獣被害対策本部及び地域鳥獣被害対策連絡会議の開催

鳥獣の保護と管理の両立

被害対策の推進と併せて、地域的に絶滅のおそれのある種について適切な保護を図る。

現状と課題

- ◆ 鳥獣保護区における指定管理鳥獣による被害の増加
- ◆ 指定管理鳥獣の捕獲強化による他の野生生物への影響



主な取組

- ◆ 被害状況調査、地域の意向調査に基づく狩猟鳥獣（シカ、イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行
- ◆ イヌワシやクマタカなどの希少猛禽類に対する配慮を指導